南部地域の第一次産業における「スキマ時間等を活用した新しい働き方の 仕組みづくり」可能性調査業務委託仕様書

1 委託業務名

南部地域の第一次産業における「スキマ時間等を活用した新しい働き方の仕組みづくり」可能性調査業務委託

※本事業において、地域の区分は以下のとおりとする。

南部地域:伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、

度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町(計13市町)

うち伊勢志摩地域:伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町 (計6市町)

うち紀勢・東紀州地域:大台町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、 紀宝町(計7市町)

2 履行期間

契約の日から令和7年2月28日(金)まで

3 業務の目的及び概要

農業、漁業、林業等の第一次産業は南部地域の主要産業の1つであるが、従事者の高齢化等による担い手不足や繁忙期の人手不足が課題であり、持続可能な産業としての基盤が年々弱まっている。一方で、近年、働き方が多様化し、副業や兼業が可能な企業の社員や自治体職員、フリーランス等が増えているほか、シニア世代や子育て中の方等もターゲットとした、スキマ時間を活用したアルバイトのマッチングサービス等も民間企業によって提供されている。担い手不足の地域においては、こうした労働需要を積極的に取り込むことが必要である。また、副業や兼業を組み合わせた多様で柔軟な新しい働き方を確立することは、南部地域の雇用を活発化し、産業の活力を向上させる可能性がある。

そこで、こうした第一次産業における「スキマ時間等を活用した新しい働き方の仕組みづくり(以下、「仕組みづくり」という。)」に成功している先進事例を調査し、今後、南部地域において同様の取組を展開できるか、その可能性について検討するため、本調査を実施するものである。

4 業務の明細

以下の業務を実施すること。詳細の条件は次のとおり。

(1)「仕組みづくり」に係る動向及び事例調査

- ア) 日本国内における「仕組みづくり」のニーズ等、最新動向の調査。
- イ) 南部地域以外の地域において、「仕組みづくり」の導入に取り組んだ事例の調査。 なお、調査する事例は4例以上とする。また、調査の中で、体制整備の手法や、導

入した仕組みの認知度を地域内で向上させる手法については必ず整理・分析する こと。

(2) 南部地域の現況整理と可能性検討

- ア)伊勢志摩地域から1市町以上、紀勢・東紀州地域から1市町以上の計2市町以上 を選定し、それぞれのエリアに適していると考える第一次産業をそれぞれ1つ以 上選定したうえで、地理的条件や当該産業の特徴など、(1)で整理した「仕組み づくり」の成功要件に対する当該市町の現況を整理すること。
- イ) そのうえで、当該市町における「仕組みづくり」の成立可能性の検討及び課題の 整理をすること。
- ウ)なお、イ)については、選定した市町ごとに、以下のとおりヒアリングを行い、 考察を進めること。

ヒアリング対象	ヒアリング数	ヒアリングの視点
労働力を受け入れる側	5 者以上	スキマ時間等を活用した労働力の
(農業者や漁業者等)		受け入れに興味があるか、実際に受
		け入れたことがあるか、受け入れる
		うえで必要なツールや方策、求める
		支援は何か 等。
労働力となりうる方々	合計20名	スキマ時間等を活用した労働に興
(当該地域在住の子育て	以上	味があるか、実際にスキマ時間等を
中の方、移住者、フリー		活用して労働したことがあるか、そ
ランスの方等)		うした働き方をするうえで必要な
		ツールや方策、求める支援は何か
		等。

※なお、「労働力となりうる方々」について、ヒアリング候補者は県から提供することも可能であり、最終的に県と協議したうえで決定するものとする。

(3) 南部地域で取り組む場合の手法の提案

(2)で検討、整理を行った市町において「仕組みづくり」に取り組む場合の手法の提案。その際、他団体の例を踏まえ、各手法にかかるコストや、成功のポイント、見込まれる成果等について明記し、具体的にわかりやすくまとめること。

(4) 留意事項(中間報告)

令和6年8月30日(金)までに進捗等について、書面により中間報告すること。

5 契約上限額

2,999,832円(税込)(消費税及び地方消費税は10%で計算)

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務 内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、 協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な 処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を 得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律 の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及 び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議 を行うものとする。

7 納品する成果物及び提出期限等

- (1) 成果物
 - ① 実施した調査の内容を記載した調査報告書 2部
 - ② ①の概要版 2部
 - ③ 上記資料に係る電子データ (PDF 形式)
- (2) 提出期限 令和7年2月28日(金)
- (3) 提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課